

大津地方裁判所委員会議事録

- 1 日時
平成20年3月13日(木)午後2時00分～午後4時20分
- 2 場所
大津地方裁判所大会議室(本館1階)
- 3 出席者(五十音順・敬称略)
梅原洋平, 小田垣亨, 竹下育男, 長井秀典, 花崎政之, 松田葉子, 湯川哲嗣,
若林勲, 渡辺暁彦
(事務担当者)
清水研二, 藤田康夫, 竹口智之, 岡田吉峰
- 4 議事
 - (1) 委員長のあいさつ
 - (2) ビデオ「裁判員制度ワンポイント解説」の上映
 - (3) 大津地方裁判所における裁判員制度の広報活動の概要報告
事務担当者から概要を報告
 - (4) 検証目的の模擬裁判の実施の概要報告
長井委員(四号委員)から実施の概略を説明
 - (5) 意見交換
テーマ「裁判員制度について」
発言内容は, 別紙のとおり
 - (6) 次回テーマについて
引き続き「裁判員制度」をテーマとする。
 - (7) 次回の開催日程
仮日程を9月5日(金)又は9月11日(木)の午後2時からとし, 事務担当者が
欠席委員の出席可否を確認した上で決定, 連絡する。

(別紙)

発言要旨

(委員長 , 委員 , 事務担当者)

それでは、これまで、裁判所から裁判員制度に関する広報や模擬裁判などの取組状況等について紹介させていただいたが、これらの内容を踏まえて、委員にいろいろな角度から、御意見、御質問等をお伺いしたい。

検証目的の模擬裁判の裁判員候補者について、裁判に関心がない人も対象としているとのことであるが、裁判員選任手続で裁判そのものに関心がないことを理由に不選任となることがあるのか。

制度上は、関心が低いか高いか、意欲が高いか低いかということは不選任の要件ではなく、抽選はランダムで行うので、そのような人でも選任される可能性がある。そうはいつても、裁判員候補者名簿を提出いただいた企業等の立場を考えると、それなりに意欲の高い方を名簿に載せるのではないかと思うので、現時点で模擬裁判に協力してもらっている方たちは、そこそこ意欲の高い方たちだろうと推測している。選別という点では、検察官、弁護人が質問手続においてそれぞれ4人ずつ裁判員に選任しない人を指名する可能性があるが、これは検察官、弁護人の権限となっている。

なお、裁判員を抽選で選任すると説明しているが、本当に抽選をしているかどうか分からないので抽選に立ち会わせる、といった意見もあるが、被告人となりがしかの関係があるといった欠格事由のある人、家庭の事情で辞退を求めた人、そして抽選ではずれた人、これらの区分けを明らかにすることでプライバシーが幾分洩れる可能性を否定できない。したがって、今のところ、抽選過程を明らかにしないことにしているが、今後の検討課題だと考える。

裁判員制度広報として、裁判所が滋賀県内の企業を訪問しているとのことだが、訪問先の企業においては社員研修といった学習会などを行っているのか。また、検証目的の模擬裁判に参加した裁判員役の人が具体的にどのような感想をもっておられるのか、そして裁判所はそれらの意見を受けてどのように改善を図っているのか。

裁判所が企業訪問をした際には、従業員説明会等の実施にあたって、裁判所から職員を講師として派遣しますと申し上げており、実際に数社から出張講演依頼がある。次に、模擬裁判に参加した裁判員役の参加者からの具体的な意見としては、例えば、被告人が統合失調症の疑いのある事案で責任能力が争点となった模擬裁判では、責任能力とは一体何か、といった説明の仕方を検討し、できるだけ分かりやすく説明した。また、検察官、弁護人の主張、冒頭陳述や論告弁論も同様に説明してもらった結果、責任能力の意味の理解はある程度してもらえたと思っている。ただ、それでもやはり分かりにくかった。頭では分かっているつもりだけど、いざ判断しようと思ったらごちゃごちゃになってしまう、といった感想を述べられた。裁判所として、説明の仕方に問題があるのか、そもそも責任能力の概念のとらえ方や判例自体に問題があるのではないかと、さまざまな

角度から検討を要すると考えている。次に統合失調症の中身を理解してもらうために、本物の精神科医に証人として出廷してもらい分かりやすく説明してもらうシナリオだった。率直に申し上げて、大失敗だった。証人尋問では専門用語が続出で、非常に分かりにくかった。大変不評なうちに終わってしまった。この種の専門家の証人尋問を行うときは、証人尋問の中身について、よく検討しなければならないと考えている。あと細かい意見としては、休憩時間が短い、休憩時間に議論されては休憩にならないといった意見があった。

ビデオ「裁判員制度ワンポイント解説」の中で、公平な判断ができないおそれのある人は裁判員になることができないとあるが、公平な判断とはどう捉えたらよいのか。

公平な判断ができないおそれがあるというのは、法律上代表的な欠格事由の一つである。不公平な裁判をするおそれの中身だが、主に三つほどポイントを絞って個別に質問を行う。一つは、被告人や被害者と何らかの関係があるか。二つ目は、新聞やテレビなどの報道によって、当該事件について考え（心証）が形成されてしまっているか。三つ目は、現行の法律に従えないか。例えば、量刑範囲に死刑も選択が可能な事案において、いかなる理由があろうとも死刑の選択はあり得ないといった主張する場合である。主に、これら3点が不適格事由を判断するポイントと考えている。ただ、最終的には、これらに限定されるわけではなく、個別の質問において判断することになる。現在、呼出当日の質問票の質問項目を工夫、検討している。

裁判員は量刑が分からないと思うのだが、判断資料など示してもらえるのか。

判断に必要な資料は、証拠は法廷で提出され、法律的な資料は、裁判所側で提供させてもらう。量刑資料については、裁判所にデータベースがあるので、裁判員に示すことになる。

検証目的の模擬裁判を行ってきているが、法曹三者からみた現段階での課題について、意見を伺いたい。

弁護士会としては、いかにして裁判員に裁判の内容を理解してもらえる弁護活動ができるかが課題であると考えている。弁論要旨を分かりやすい文書で、しかも裁判の場でその内容が反映された弁論要旨をその場で文章化できるようなスキルが求められるのではないか。弁護士会としては、そうした弁護活動の中核となる弁護士を養成、研修しているところである。一方で、裁判員裁判の導入に向け、検証目的の模擬裁判などに取り組んでいるが、若手弁護士が中心で、中堅、ベテランはあまり取り組んでいないのが実情である。模擬裁判といえども、その負担は相当重く、特定の弁護士らにそうした労力を負担させるのは適当ではなく、中堅、ベテランがどのように取り組むべきかが課題となっている。

次に、広報関係であるが、裁判所が県内のさまざま企業を訪問されているのを知り、驚いているが、私の契約関係のある企業の大半が零細企業である。これら零細企業の人たちは、非正規雇用も多く、裁判員制度の話題になると、できれば裁判員の呼出しを避ける方法はないかとか、不利益な処分がなされないか、といった不安を述べている。

検察庁としては、法律家ではない一般の人にいかにか裁判を理解してもらえるか、そのためには争点を明確化し、また証拠についても、争点とどういう関係にあるのかを分かりやすく立証することが重要であると考えている。例えば、鑑定書などに記載されている専門用語を平易な言葉に置き換えて説明したり、図面化してプロジェクターを利用するなどして視覚に訴えるなどの方法を検討している。何より重要なことは、プレゼンテーションの仕方であろう。検察庁においては、外部講師を招き、一般的なプレゼンテーションの研修を行っている。こうした取組もあり、検察官の立証の方法もレベルアップしてきている。また、検察庁の立会事務の問題としては、集中審理に対応できるよう複数の検察官が共同立会をしたり、検察事務官を法廷に同席させ、速記でもって証人尋問の内容をすぐにまとめられるような態勢を考えているところである。

次に、裁判員制度広報であるが、裁判員裁判の実施が間近に迫り、今まで以上に充実させていかなければならない。私も企業訪問を行っているが、訪問した際に、仕事が忙しいときでも裁判所に行かなければならないのか、被告人からのお礼参りが不安だとか、死刑相当事案において死刑を選択した場合に、その裁判に関わったことで、精神的に負担が大きくなりすぎないか、といった意見をよく聞く。そうした意見を踏まえた上で、裁判員裁判の円滑な運用ができるようにしなければならない。

裁判所として、裁判自体に裁判員制度が実施されるまでに改善が可能なのか、という視点で5点ばかり心配なところがあるので紹介したい。

- 1つ目は、法廷を開く間隔と1日当たりの審理時間
- 2つ目は、証拠調べの仕方の問題
- 3つ目は、被告人の自白の信用性、任意性が争われるタイプの問題
- 4つ目は、難しい法律概念をいかに裁判員に理解してもらうか。
- 5つ目は、評議の運営の仕方である。

1つ目の問題は、現実の事件において、今も工夫して実施しているところであるが、連日的開廷は、1週間に二日連続して法廷を開くことはできるが、週3回はなかなか困難であると感じている。裁判員については3日までは大丈夫であろうが、3日を超える場合にどのように審理を入れるか判断が難しい。

2つ目の問題は、検察官、弁護士とも争点を分かりやすくした立証方法を試行錯誤をしながら工夫しており、おそらく本番までには解決するであろうと考えている。ただ、長時間を要する証人尋問については、まだ解決できていない。証人の取捨選択が難題になるだろう。

3つ目の問題は、取調べ状況の録画について、検察庁、弁護士会との間で意見が対立したままであるが、この状況のまま本番に突入することになるだろう。

4つ目の問題は、全国の裁判所で責任能力と正当防衛というテーマで模擬裁判を行っており、これらの概念を理解してもらうためのノウハウができてきており、引き続き試行錯誤を繰り返していくことになる。

最後の問題は、大変重要な問題である。これまでの模擬裁判における評議においては、

ビデオカメラを持ち込み，検察官や弁護人にその模様を見てもらい，批判しあいながら検証を続けている。肝心なのは，裁判官が裁判員制度の趣旨をよく理解し，その制度がしっかりと発現できるような評議を運営する心構えが大事であり，その心がけを踏まえて，裁判員の実質的な意見を引き出して，裁判官と対等に議論ができる評議の技法を身につけることが必要である。この制度の趣旨を理解する心構えと具体的な技法，ノウハウが大事であり，模擬裁判を通じて，この2つの要素のレベルが引き上がってきていると感じている。

裁判員制度導入に向けた法曹三者それぞれの課題についての説明等を踏まえて，各学識経験者委員から自由な御意見等を伺いたい。

検察庁は，裁判員制度導入に向けて，研修などを通じて積極的に準備作業を進められており，今すぐにでも対応できるのではないかという印象を受けた。これに対し，弁護士会側は，若手が中心となっている状況で，弁護士の中には，裁判員制度に対して批判的な人もいるとのご説明である。このような状況で，果たして対等な審理ができるのだろうかという疑問を感じる。プロジェクターを利用して，裁判員に対して分かりやすく説明をするということだが，パソコンが苦手な弁護士もおられるかと思う。そのような方に対するサポートを弁護士会や裁判所で考えておられるのか。

また，大学生については，裁判員を辞退することができるということだが，私の見た感じでは，学生は，制度に対する関心を強く持っているのではないかと思う。もちろん，制度に関する具体的なことをよく知らない者や，制度自体は良いものだと思っているが，自分は裁判員にはなりたくない，という学生もいる。大学の教員も，一般の方と変わらないと思う。制度に関して細かなことを知っている者は少なく，何気ない会話のなかでは，「どうしたら選ばれないのか。」というような声も聞かれる。いずれにせよ，教育学部の学生については，いずれ教育現場に立つ人間として，裁判員制度を理解してもらうことが重要であると思う。

さらに，学校教育という点では，最近，学習指導要領の改定案が公表されたが，その改定案には，「国民の司法参加」についての理解を深めるということが明確に記載されている。とりわけ，中学校の学習指導要領には，「裁判員制度」という言葉そのものが使用されており，実際に，来年か再来年には，授業で取り上げられることになると思う。ただ，現状では，裁判所に行ったこともない教員も少なくなく，対応に困っている教員もいる。現在，法務省等からも，法教育に関する教材がいろいろと出されているが，このような教育現場を考慮して，学校教育の中でどのように法教育を取り上げてもらいたいのか，といった御意見を，法曹関係者等から伺えればよいと思う。

世の中には，どんな事にも関心を示さないという人が，全体の2割ほどいるらしいが，そういう人をどのように裁判員制度に引き込んでいくのかということが大問題である。友人と話をしても，できれば選ばれない方がいい，選ばれたら大変だ，という意見を聞く。裁判員制度に関する周知は，まだまだだという感じがしている。これから，もっと広く国民に知らせていく必要があると思う。

ブックレット「よくわかる！裁判員制度Q & A」は、漫画が使われており、読みやすかったが、最後の一コマに、「でも、いい勉強になったな！」「めったにできる経験じゃないですしねえ」というやりとりがあるが、軽い感じする。裁判員制度に参加することは、自分が生きていく中で、地域の犯罪と重大な関わりを持つということであり、それにより、地域に対して貢献したというとらえ方なら良いと思うが、「勉強」とか「経験」という言葉で済ますというのは違うような感じがした。

また、一緒に裁判をしましょう、裁判に参加してくださいと、誘っているにもかかわらず、「呼出」というのは、言葉の使い方として、いかがなものかと思う。上からものを見ている感じがする。

テレビ放送局としては、今後、国民に対して、裁判員制度に関する情報をますます細かく伝えていく必要があると思っている。

また、開廷の日数については、模擬裁判だと3日ですむようだが、否認事件や責任能力が争われる実際の事件では、もっと長くなるのではないか。その場合、開廷の間隔をどのようにするのが、難しい問題だと思う。また、評議の円滑な進行は、裁判長の手腕にかかっていると思う。模擬裁判で取り扱われた統合失調症の事件について、懲役9年だったということだが、量刑を決めるときには、前に述べた人の意見に引きずられることがないのが疑問である。

さらに、フォーラムのアンケートでも、裁判員裁判では、できるだけ専門用語を使わないで欲しいという要望が多いが、法律用語を一般の人に分かりやすい言葉に置き換えるという試みが東京地検等で行われていたように記憶しているが、どのような取り組みをしておられるか、教えていただきたい。

学識関係者委員から、いろいろな御意見、御質問をいただいたが、弁護士委員、裁判官委員、検察官委員から、お答えいただきたい。

裁判員制度に対する弁護士側の取り組みについては、基本的には、個々の弁護士の取り組みということになり、弁護士会がそれをどのようにバックアップするのかという点が課題となる。弁護士会では、いろいろな研修をやっているが、研修の参加者は、若手中心となっている。弁護士によっては、書面の作成ですら、手書きの書面を事務員にワープロで打ってもらっている人もいる。そういう状況で、多くの弁護士にパワーポイントを使いこなせるようにするのは、難しいところがある。刑事事件では、国選弁護人候補者の名簿に弁護士が登録されているが、裁判員裁判に対応できないということになれば、最終段階でその名簿から外されることになるかもしれない。個々の弁護士として対応している以上は、格差が出るのはやむを得ないことではあるが、それによる弊害が生じないように、弁護士会としても取り組んでいく方向であり、どこまで成果が出せるかということになる。

では、実際の事件で、明らかに、弁護人側よりも検察官側が主張をきっちりとまとめて、分かりやすくそれを提示された場合、裁判員の意見は、検察官側に傾いていくのではないか。裁判所側が、そのバランスを調整したり、弁護士をサポートする人を法廷に

配置してバックアップしたりすることになるのかもしれないが、公正な裁判という観点から、市民としては不安を感じる。

裁判所としては、確かにプレゼンの仕方の巧拙はあるが、裁判員が事件の内容や争点をよく理解するようするためには、両方のプレゼンが高いレベルに達していることが最も望ましい。そうすれば、最初から高いレベルでの議論が可能となる。そうでないときは、裁判官から、この事件については、こういう証拠があるとか、こういう見方もできるという説明をして、議論すべき点を議論に乗せるという作業が必要となる。プレゼンテーションが上手くない場合でも、裁判官がきちんと評議を進めることができれば、結論は変わらないということになるが、時間を要するということになる。そういった観点からも、高いレベルのプレゼンテーションをしていただけるように、是非、弁護士会にバックアップをお願いしたい。法廷では、裁判所で設置したモニターなどの機材を使用させていただくことができるが、弁護人のサポート役を裁判所が法廷に配置するということはできないと思われる。

検察庁では、法律用語をできるだけ一般の人に分かりやすい言葉に変更するように努めている。例えば、起訴状では、「手拳で殴打し」という表現を「拳^{こぶし}で殴り」としたり、尋問の中でも、医学的な専門用語を平易な言葉で分かりやすく説明したりするなどして、一般の人が聞いてもすぐに分かるように直していく予定である。特に、まず裁判員が始めて目にする事件関係の書類である起訴状から、平易な表現に改めてみようという取り組みをしている。

量刑に関する評議は、有罪無罪を決める評議とは異なり、数字の問題となるので、裁判所では、いろいろと試行錯誤をしているところである。例えば、最初に、量刑資料のない状態で、裁判員の直感だけで、量刑意見を無記名投票し、開票した上で、量刑を上下させる因子（量刑因子）を議論してもらって、量刑を考えた後、過去の事例における量刑を基に再び議論し、最終的に決を採るという方法や、量刑因子を大まかに議論した後、具体的な数字の議論に移るという方法など、いろいろな方法を試みているところである。ただ、事案によって、数字の議論よりも前に、執行猶予にすべきかどうかの議論をすることもあるし、有期懲役にするのか無期懲役にするのかをまず議論することもある。また、さきほどの御指摘のように、前に言った人の意見に引きずられるということもあるのではないかとすることは、これまでの評議でも感じてはいたが、まだ、その対策等は検討していない。さきほど述べたような無記名投票をしたとしても、その後、実際に何年が相当かという議論をするときに、最初に言った人の意見が他の人の意見に影響がするかもしれないので、今度は、記名投票をして量刑を考えていくというのも方法かもしれない。ただ、少なくとも裁判官の意見は、裁判員の意見を聞いた後、最後に言うことになると思う。

模擬裁判では、いろいろと試行錯誤して、裁判員にも様々な体験をしてもらえるが、実際の裁判員裁判では、どうなるのか。裁判官によって評議の進め方が異なるのか。

現在、本番での評議の進め方が理想的な形になるように、模擬裁判などを通して、試

行錯誤している。そして、ある程度のパターンが見えてきたので、それを踏まえて本番に臨むことになると思う。しかし、実際の裁判員裁判では、評議は公開されないの、裁判員制度導入後は、裁判長は研修等により、裁判長でない裁判官は裁判長の評議の進め方を見ることなどにより、ノウハウを学ぶことになると思う。

「呼出」という言葉への抵抗感については、大津地裁で行った模擬裁判の裁判員候補者になった人から、同様の感想を聞いたことがある。他の委員の御意見も伺いたい。

「呼出」というのは、交通違反など、悪いことをして呼び出されるというイメージがある。

裁判所から、いろいろな所に制度説明に伺っているが、その席でも、同じ事をよく言われる。立法を担当する者も法律家で、多くが法曹経験者である。昔から、国民に裁判所に行かなければならないという義務を負わせることについては、「呼出」とか「出頭」という言葉を使っており、それが法律家のいわば「常識」だった。そのために、裁判員法についても、「呼出」という表現になってしまったのだと思う。法律で定められた以上、法律の言葉を裁判所が変更することまではきないので、現場では、例えば、「呼出状」という標記を小さくし、標題は、「お知らせ」として、裁判所にお越し下さい、というお願い文書にすることなどを考えている。

国民への周知がまだ不十分であるという意見をいただいたが、広報について、御意見を伺いたい。

裁判員制度について、どれくらいの人知っているのかといった調査は、これまで行われたのか。

少し前の調査では、「裁判員制度」という言葉自体は、約8割の人が知っており、周知度はかなり高かったが、制度に関する具体的な内容まで十分周知されていなかったようである。

平成19年秋ころまでは、テレビなどの報道で、PRが盛んにされているという印象だったが、このごろあまり目に触れないように感じる。先日も、日本アカデミー賞を取った「それでも僕はやってない」という映画がテレビで放映されていたが、その放送の機会にでも、裁判員制度が始まりますよ、という宣伝でもやればよいと思って見ていた。

非常に重要な制度改革なので、今後、NHKでは、全国放送で取り上げる機会も増えていく。また、大津放送局としても、法曹三者の方に出演していただくなどして、視聴者に分かりやすく伝えていきたい。

例えば、自分が学校で授業を受ける立場をイメージしたとき、クラス全員の生徒に当てる可能性のある先生であれば、答えられるように予習していくが、その日の日付と一致する出席番号の生徒しか当てない先生であれば、特に予習することもなく当たったら考えようという発想も生まれてくる。裁判員制度も「当たる率は低いですよ。」「当たってもこういう場合は辞退できますよ。」というソフトなタッチで広報すると、事前に制度を理解しようとはせず、むしろ呼出されても逃げようとか、何とかしてかわりたくないという気持ちの方ばかりが強くなるのではないかと。もう少し、「国民の

義務として、裁判員をやっていただくこととなります。チームを組んでやりましょう。そのために一緒に勉強しましょう。意見や疑問はないですか。」という広報をすれば、いつか自分も当たる、裁判員をやらなければいけないという思いになり、関心が高まり、勉強もしてもらえるのではないか。広報については、どのようにして、この制度を自分のものとして考えてもらえるかということに力を注ぐべきだと考える。

本日は、委員の皆さんから、大変貴重な御意見を数多くいただいた。裁判員制度の円滑な導入に向けて、今後とも、裁判所として取り組んでいかなければならない課題は多い。引き続き、裁判員制度に関して、広報や法教育など観点から、委員の皆さんから御意見を頂戴したいと考える。次回も、裁判員制度をテーマに意見交換をさせていただいてよろしいか。

(全委員了承)